

壱岐市農業委員会定例会（令和５年３月）

議 事 録

1. 開催日時 令和５年３月２４日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １８名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・番 ・・委員

第２．議案第１４号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第１５号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する
意見について

議案第１６号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に
対する意見について

議案第１７号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の
決定について

議案第１８号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進
計画（案）に関する意見について

7. その他

事務局 皆さん改めまして、お早うございます。新体制になりまして、初めての定例会であります。どうぞ、今日は、よろしくお願い致します。

定刻前でありますけども、全員お揃いでありますので、只今より令和５年３月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日の出席委員は１９名中１９名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 皆さんお早うございます。【会長挨拶】

それでは、議事に入りますが、座らせて進行させていただきます。

まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・番 ・・委員、・番 ・・委員をお願いを致します。よろしく申し上げます。

事務局

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

はい、【新体制移行後初めての案件であるので、農地の権利移動に係る許可要件（農地法第3条第2項各号）について説明後、議案の説明】

それでは1頁をお願い致します。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格法人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

10番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字阿城・・・・番・地目 畑 面積 2, 223㎡

同じく・・・・番・地目 田 面積 234㎡

郷ノ浦町田中触 字山ノ神・・・・番・地目 畑 面積 1, 079㎡

同じく・・・・番・地目 畑 面積 361㎡

郷ノ浦町田中触 字車出・・・・番 地目 田 面積 255㎡

田が2筆で489㎡、畑が3筆で3, 663㎡、計 5筆で4, 152㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が7, 894㎡、畑が30, 110㎡、計38, 004㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、経営に専念する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主にオリーブの栽培です。

農機具は、ユンボ、乗用草刈り機、運搬車等を所有されてあります。

構成員は2名、常時雇用者6名、パート職員4名で農作業に従事されてあります。通作距離は3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格法人であるため、適用はありません。

「下限面積要件」、は問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、オリーブを作付けるという事であり周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月20日に・・・委員さんと「・・・・」の代表取締役立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明がございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、20日に現地確認を致しました。

・・・さんは、島内全域にオリーブの栽培を行われており、今回、譲渡人の一部荒廃している農地を買い受けて、オリーブの栽培を行うとの事です。

皆さんのご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたか質問がございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号10番は決定いたします。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在

郷ノ浦町木田触 字椿田・・・・番 地目 田 面積 1,042㎡

芦辺町住吉前触 字柳川・・・・番 地目 畑 面積 932㎡

同じく・・・・番 地目 畑 面積 205㎡

同じく・・・・番 地目 畑 面積 837㎡

同じく・・・・番 地目 田 面積 1,316㎡

同じく・・・・番 地目 畑 面積 962㎡

芦辺町住吉後触 字鬼川・・・・番 地目 田 面積 2,122㎡

田が3筆で4,480㎡、畑が4筆で2,936㎡、計7筆で7,416㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が1,885㎡、畑が6,615㎡、計8,500㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に専念する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具はトラクター、田植え機、稲刈り機、ハーベラー、ラッピングマシン、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は本人50年、妻45年で、臨時で3名雇用されてあります。

通作距離は4km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、3月20日に現地確認を致しました。

譲渡人は島外在住で壱岐の土地を全部処分されるようで、農地については、・・・さんが譲り受けてイタリアンを作付けするという事でありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質問ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号11番は決定いたします。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。12番 土地の所在

勝本町立石南触 字八水・・・番 地目 田 面積 1,457㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が1,620㎡、畑が1,947㎡、計3,567㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため管理できないので、現に耕作している譲受人に譲渡したい。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具は、管理機、トラクター、田植え機、モア、軽トラを所有してあります。稲刈りは委託をされています。

農作業暦は本人40年、妻30年、子15年です。

通作距離は、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、引き続き飼料を作付けるという事でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月20日に・・・委員さんと、譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明がございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、3月20日に現地確認を行いました。

譲受人の・・・さんが、30年前から飼料作物を作っておりまして、引き続き耕作して行くという事でありましたので、何ら問題はないと思います。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号12番は決定致します。

次に、議案第15号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、【新体制移行後初めての案件であるので、沓岐市農業振興地域整備計画変更（除外）（区分変更）農地法第4条・農地法第5条について説明後、議案の説明】

3頁をお願いします。

議案第15号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする必要がある。

1番 土地の所在、

郷ノ浦町庄触 字池ノ下 ・・・・番・の一部 地目 畑 面積1,199㎡のうち552㎡で、先程説明しました一般個人住宅の500㎡を超えておりますが、法面部分が24㎡それから進入路として28㎡利用する計画になっておりまして、住宅部分の有効面積は500㎡となります。

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に住宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。

3月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明がございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・番・・委員。

・・委員

はい、皆さんお早うございます。武生水地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月20日に現地確認をご本人さんと・・さんのお母さんの立ち会いの下、確認を致しました。

・・さんは、お父さん所有の土地の中にある家の老朽化した家屋に今住んであらまして、今後建て替えが必要になると懸念をされてあります。

現在の宅地の東側の山林から過去何度かの崩土がありまして、今後も災害の発生を心配されている事から、今回、お父さんの土地を譲り受けて、家屋を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思います。写真をご覧頂くとわかると思いますが、隣にも以前除外申請を受けて建築された家が先に一軒建っております。そのことから除外申請後、家を建てたいという事でありますので、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号1番は意見を付して回答致します。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局

はい、2番 土地の所在、

郷ノ浦町木田触 字中尾 ……番…の一部 地目 畑 面積 1,686 m²のうち613 m²で、この案件も一般個人住宅の500 m²を超えておりますが、法面部分が95 m²、進入路部分が26 m²ありますので、住宅部分の有効面積は492 m²となります。

除外目的、住宅用地

申請人、……………

申請理由、申請地に住宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。

3月20日に…委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明がございましたら。

…委員 議長。

議長 はい、…番 ……委員。

…委員 はい、担当の…です。

事務局の説明の通り、3月20日、ご本人の立ち会いの下、現地確認を致しました。

…さんは、現在、借家に住んでありますけども、家族が増えて手狭となった為、お父さんの申請地を譲り受けて、住居を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事です。合併浄化槽も設置される予定です。

周辺農地とは十分距離をおいて建築される計画ですので、農地への影響はないと思いますけれども、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号2番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第16号 「杵岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願いします。

議案第16号 「杵岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

3番 土地の所在、

芦辺町湯岳興触 字田口 ……番…の一部 地目 田 面積 2,060 m²のうち117 m²

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。
というものです。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。

この案件は先程説明致しました通り自分の農地に農業用施設を建築したい
という事で面積も200㎡未満なので農地法第4条の簡易手続き（農業用施設
等の届出書）で済む事になります。

3月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っておりま
す。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明がございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。担当の・・です。

只今の事務局の説明の通り、3月20日に現地確認を行いました。

・・さんは、主にアスパラガスの栽培をされてありまして、新たにハウスを
建てられてあります。

その圃場の隅に堆肥舎を建築したいとの事でした。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。
す。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第16
号3番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用集積計
画の決定について」と議案第18号「農地中間管理事業における農用地利用
集積等促進計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括
上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、【新体制移行後初めての案件であるので、農地中間管理事業の説明後、
議案の説明】

議案第17号と議案第18号は一括して説明させていただきます。

14頁をお願い致します。

議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定につ
いて」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より
求められております。

15頁の令和5年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用
集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度14頁
をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施
する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、

賃貸借権設定の10年間の田の更新が3筆で5,975㎡、畑の更新が2筆で4,334㎡、賃貸借権設定の合計が5筆で10,309㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、16頁をお願い致します。

議案第18号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。

17頁の令和5年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度16頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第17号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第17号の農用地利用集積計画の公告と、農用地利用集積等促進計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法にのっとり行っておりますので、皆様方の意見を求めるという事であります。

何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第17号と議案第18号は原案のとおり決定いたします。

その旨回答いたします。

それでは、その他の件をお願いします。

事務局

①4月の定例会の日程 令和5年4月24日（月）16時～

②令和5年度の農業委員会予算について（農業委員島外研修旅費の件）

③活動記録簿の印刷が遅れている為、コピーを配付しています。

④最適化活動の為の農業委員お住まいの大字の地図と昨年の農地利用状況調査結果を配付しております。

⑤22日に令和5年4月1日付けの人事異動の内示があった事の報告。

⑥最適化活動について（村田係長より説明）

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番 ・・・委員。

・・委員 先程の議案第16号の堆肥舎建築のための案件で周辺からの臭いとかの苦情と申しますか。そういった場合周辺の方からの同意書とか、もらってありますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、以前は周囲の方々からの同意書をもらってあったようですが、現在は、被害防除計画書の中に万一、隣接農地に被害等が生じた場合については、申請人の責において解決します。という文面に転用者が署名・押印する書類をとっておりますので、問題はないかと思っております。

・・委員 はい、わかりました。

議長 外にございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。